ID: 460

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 学校教育室 打出教育文化センター

| | |
|---|---|
| **処分の概要** | 退館命令等 |
| **例規名<br>根拠条項** | 芦屋市立打出教育文化センター条例　第9条 |
| **例規番号** | 平成2年条例第21号 |

**【根拠条文】**

（センターの入館の制限）

第9条　教育委員会は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1)　他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2)　その他センターの管理上支障があるとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

**備考**

| | | | |
|---|---|---|---|
| **設定年月日** | 令和6年4月1日 | **最終変更年月日** | 年　月　日 |